701 II 73 X	
改正前	改正後
5 第7条関係	5 第7条関係
(1) 「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の	下請契約に係る具体的な取扱いについては、別に定める。
内容、当該工事現場の担当責任者の名称及び県内に主たる営	
業所を有しない者を下請負人とした場合の理由等を含むもの	
<u>であること。</u>	
(2) 下請負人の通知は、一部下請負通知書(別記様式第3号)	
によるものとし、下請契約書、請書又は注文書等の写しを添	
付させること。	
(3) 「その他必要な事項」のうち、一部下請負通知書(別記様	
式第3号)に掲げる事項以外に係る具体的な取扱いについて	
は、別に定める。	
6 第7条の2関係	6 第7条の2関係
(1) 建設資材の購入の通知は、建設資材購入通知書(別記様式	(1) 建設資材の購入の通知は、建設資材購入通知書 (別記様式
<u>第3号の2)</u> によること。	<u>第3号)</u> によること。
(2) • (3) [略]	(2)・(3) [略]
別記	別記
様式第3号 [略]	
様式第3号の2 [略]	様式第3号 [略]